

令和 8 年 4 月 1 日

現場環境改善費の積算方法について（お知らせ）

このことについて、工事に伴い実施する現場環境改善（仮設備関係，営繕関係，安全関係）及び地域連携にかかる費用の積算方法を下記のとおり改正しましたので、お知らせします。

記

1 目的

公共事業の円滑な執行を図るべく、地域との連携の下に行う工事の現場環境改善費の算定について必要な事項を定めることにより、当該工事の適正な積算に資することを目的とする。

2 対象となる現場環境改善費

別表及び熱中症対策・防寒対策に関する費用

3 適用の範囲

土木工事標準積算基準書に基づき積算する工事において、周辺住民への生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、その効果が期待できる屋外工事を対象とする。

4 積算方法

（1）基本的な考え方

ア 現場環境改善費に関する費用（熱中症対策・防寒対策に関する費用を除く）は、原則として当初設計から計上するものとする。

また、標準的な実施内容（別表の実施する内容）を設計図書（施工条件明示）に明示するものとする。

なお、災害復旧事業は、費用計上の対象外とする。

イ 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。

なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、4（2）アの算出式により算出される現場環境改善費の100%を上限とする。

また、率分での計上の対象外工事であっても、熱中症対策・防寒対策が必要な場合は、積み上げ計上することができるものとする。

ウ 費用が巨額となるなど、現場環境改善費率分で計上することが適当でないと判断されるものは、実施内容を設計図書（施工条件明示）に明示するとともに、その費用を「物価資料」または見積等を参考に適切に計上するものとする。

なお、災害復旧事業は、費用計上の対象外とする。

（２）積算方法

ア 算出方法は以下のとおりとする。

算 出 式

$$K = i \cdot P_i + \alpha$$

ただし K：現場環境改善費（単位：円，1000 円未満切り捨て）

対象額：P _i		現場環境改善費率：i（%）	
		市街地	左記以外
直接工事費(処分費等を除く) ＋ 支給品費 ＋ 無償貸付機械等評価額	5 億円以下の場合	$i = 45.9 \cdot P_i^{-0.175}$	$i = 32.5 \cdot P_i^{-0.202}$
	5 億円を超える場合	1.38	0.57

i：現場環境改善費率（単位：%，少数第 3 位四捨五入 2 位止め）

P_i：対象額（直接工事費「処分費等を除く」＋支給品費＋無償貸付機械等評価額）

α：積み上げ計上分（単位：円，1000 円未満切り捨て）

イ 率に計上されるものは、別表の内容のうち原則として、各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに 1 内容ずつの合計 4 つの内容を基本とした費用である。また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。

ウ 積み上げ計上分（α）に計上されるものは、4（１）イの「熱中症対策・防寒対策に関する費用」及び 4（１）ウの「率分で計上することが適当でないと判断されるものの費用」である。

エ なお、経費率は現場環境改善費の各費目を 1 本化した全体での率である。

オ 現場環境改善に関する費用の対象額は 5 億円を限度とする。

５ 留意事項

（１） 4（１）アの「現場環境改善費に関する費用（熱中症対策・防寒対策に関する費用を除く）」については、以下に留意すること。

- ア [別表] の計上費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域連携）の 4 項目全てにおいて、実施する内容（率計上分）から受注者が選択できるよう、施工条件明示書へ別紙 1 を明示すること。
- イ 受注者は、各計上費目ごとに 1 内容ずつの合計 4 つの内容を選択し実施する必要がある。
- ウ 発注者は受注者が実施する内容について、率分で計上される額を上回っていることを見積書等により事前に確認すること。
- エ 実施後には、実施した内容を写真等の書面により確認すること。

(2) 4 (1) イの「熱中症対策・防寒対策に関する費用」については、以下に留意すること。

- ア 熱中症対策・防寒対策を実施する場合は、施設・設備の種類や規模、設置期間及び概算費用等について、事前に受発注者協議（18 条協議）の上、決定するものとする。
- イ 費用は、変更設計時に見積等による価格（積上区分：一般単価）を計上する。
- ウ 熱中症対策・防寒対策に関する施設や設備について、リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上する。
- エ 購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。
- オ 4 (1) イにおける「作業員個人の費用」とは、主に作業員個人に対する熱中症対策・防寒対策費用であり、塩飴、経口補水液等効果的な飲料水、空調服、熱中症対策キット、カイロ、ヒーターベスト等が該当し、費用計上の対象外とする。

なお、熱中症対策に資する「作業員個人の費用」は、現場管理費及び「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」（令和 6 年 3 月 25 日付け 5 高技管第 420 号技術管理課長通知）による補正の加算額に含まれる。

- カ 現場環境改善費の率分（ $i \cdot P_i$ ）を計上しない場合においても、「熱中症対策・防寒対策に関する費用」を単独で計上することができるものとする。
- キ 実施後には、実施した内容を写真等の書面により確認すること。

(3) 4 (1) ウの「率分で計上することが適当でないと判断されるものの費用」については、以下に留意すること。

- ア 実施内容について、設計図書（施工条件明示）に明示されている内容から変更が生じる場合は、受発注者協議により変更設計できるものとする。
- イ 実施後には、実施した内容を写真等の書面により確認すること。

6 対象工事である旨の明示

現場環境の改善を図る対象工事である旨を特記仕様書（別紙２）に明示するものとする。

7 適用

令和８年４月１日以後に積算する工事から適用する。

[別表]

計上費目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	1.昇降設備の充実 2.環境負荷の低減 3.ICT設備の充実 4.作業負荷の低減
営繕関係	1.現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2.労働宿舍の快適化 3.現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む） 4.衛生設備・厚生施設の充実等
安全関係	1.工事標識・照明等安全施設の充実 2.盗難防止対策 3.健康関連施設の充実 4.野生生物・害虫対策等
地域連携	1.広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等） 2.見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） 3.社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む） 4.現場景観向上（美装化・デザイン看板等）

注）現場事務所の下記備品類は、共通仮設費（率）に含まれるもので現場環境改善費の対象とはしないこと。ただし、現場休憩所等付加的に設置した施設の備品は現場環境改善費（率）の対象とする。

机，椅子，黒板，応接セット，書箱，時計，ワープロ，電話，ファックス，コピー機，テレビ，冷蔵庫，換気扇，温度計，血圧計，カーテン，ブラインド，湯沸器，ロッカー

施工条件明示書記載例

X 現場環境改善関係

1. 現場環境改善費

(1) 現場環境改善（仮設備関係）

- ア) 昇降設備の充実、イ) 環境負荷の低減、ウ) I C T設備の充実、
エ) 作業負荷の低減

(2) 現場環境改善（営繕関係）

- ア) 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）、イ) 労働宿舍の快適化、
ウ) 現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む）、
エ) 衛生設備・厚生施設の充実等

(3) 現場環境改善（安全関係）

- ア) 工事標識・照明等安全施設の充実、イ) 盗難防止対策、ウ) 健康関連施設の充実、
エ) 野生生物・害虫対策等

(4) 地域連携

- ア) 広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR 看板等）、
イ) 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む）、
ウ) 社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む）、
エ) 現場景観向上（美装化・デザイン看板等）

特記仕様書記載例

第〇条 現場環境改善費

1 現場環境改善費に関する費用（熱中症対策・防寒対策に関する費用を除く）

設計図書に現場環境改善費率分が計上されている場合は、施工条件明示書に記載された内容から実施内容を受注者が選択し実施する。なお、発注者は受注者が実施する内容について、率分で計上されている金額を上回っていることを事前に確認し、実施後には積上げ計上分も含め、実施した内容を確認する。

2 熱中症対策・防寒対策に関する費用

熱中症対策・防寒対策（作業員個人に対する費用を除く）を実施する場合は、施設・設備の種類や規模、設置期間及び概算費用等について、事前に協議を行う。なお、協議により認められた対策については、実施した内容を確認した上で設計変更の対象とする。